

発委第 1 号

令和 4 年 3 月 1 日提出

淡路市議会議長  
松 本 英 志 様

提出者 淡路市議会 産業厚生常任委員会

委員長 岬 光 彦

重度障害者医療費助成制度の国の制度化等を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、淡路市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により提出する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染拡大の脅威の中、あらためて医療提供体制の確立、医療関係法・制度の拡充の重要性が明らかになっている昨今、とりわけ、障害者にとっては「健康に生きる」ことの願いが、コロナ禍を通じて、これまで以上にその切実さが増したといえる。

このことから、医療提供体制の確立と医療関係法、制度の改正、拡充、そして、この機に重度障害者医療費助成制度の国の制度化を強く求める必要がある。

## 重度障害者医療費助成制度の国の制度化等を求める意見書

「健康に生きたい」という願いは国民の共通した願いである。日本国憲法は第25条で「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定し、生きる上で医療は、国民が等しく受けられるべき基本的権利の一つとして位置づけている。

障害者は、一般的に病気にかかりやすく、治りにくいという特徴をもっている。また、慢性疾患などによる内部障害者にとっては、障害を悪化させないために生涯にわたり医療を必要としている。誰もが、どこにいても、安心して医療を受けられるようにすることは障害者の切実な願いとなっている。

現在、障害者の医療制度をめぐっては、国の障害者総合支援法に基づく自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）が実施されているが、「障害の軽減」を目的とし、確実に効果が上がる治療にしか適用されず、風邪等の感染症や歯科治療、事故によるけがなど、「障害」と直接に起因していない治療には適用されない現状にある。

こうした国の制度を補い、自治体独自の財源によって実施されているのが重度心身障害者医療費助成制度であり、障害者のいのちと健康を守る上でなくてはならない制度として、すべての自治体で実施されている。

しかし、自治体独自施策ゆえに、それぞれの自治体の財政事情などによって、自己負担の有無、対象範囲や年齢などに大きな地域格差がうまれている。とりわけ、「自己負担」については、年々、自己負担導入自治体が増加しており、しかも住民税非課税世帯であっても課税世帯と同額の負担を求める自治体も増加している。この背景の一つに、窓口無料化（現物給付）は医療機関に受診する患者が増えて医療費が増大化するとして、国のペナルティー制度（国民健康保険制度に対する国庫負担を減額する措置）があることはいままでのま

本市においては、平成17年4月合併以降、危機的な厳しい財政状況の中、平成24年度から福祉医療費助成制度全体分のペナルティー制度の市負担相当分を、一般会計から国民健康保険特別会計へ繰入れを行っている。令和2年度では、重度障害者医療費助成制度等の相当分として約900万円を繰入れている。

また、今後も加速する少子高齢化による、税収の落ち込みにより財政状況がより悪化するの容易に予測できる状況でもある。

障害者にとっては、自己負担があるゆえに受診を抑制し、その結果症状を重度化・重症化させ、かかる費用を大きくさせる。むしろ、窓口無料化による早期治療が医療費の軽減につながることは間違いない。

障害者のいのちと健康を守るために、国に対し以下の事項の実現を強く要望する。

## 記

- 一 障害者医療費無料制度を国の制度として創設すること。その際、精神障害者・未指定難病などを含む全ての障害者を対象にするとともに、通院・入院ともに適用すること。
- 二 重度障害者医療費助成制度に対する国のペナルティー制度を全廃すること。
- 三 当面、重度障害者医療費助成制度に対し国の財政支援をおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

淡路市議会 議長 松本 英志

衆議院議長	細田 博之	様
参議院議長	山東 昭子	様
内閣総理大臣	岸田 文雄	様
財務大臣	鈴木 俊一	様
総務大臣	金子 恭之	様
厚生労働大臣	後藤 茂之	様